

第2回八王子市国民保護協議会 議事録（抄）

- 1 日 時 平成18年11月24日（木曜日）13：30～15：00
- 2 場 所 八王子市役所本庁舎9階 903会議室
- 3 次 第
 - 1 開 会
 - 2 議 事
 - （1）八王子市国民保護計画素案に関する市民からの意見等について
 - （2）八王子市国民保護計画素案に関する協議会の意見（答申）について
 - （3）今後のスケジュールについて
 - 3 閉 会
- 4 出席委員数 42名
- 5 議事録

開会

荒木防災課長

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から、第2回八王子市国民保護協議会を開催させていただきます。私は、防災課長の荒木と申します。よろしくお願いたします。それでは早速ではございますけれども、議事に入らせていただきます。議事につきましては、会長であります、黒須市長が務めさせていただきます。それでは市長、よろしくお願いをいたします。

議事

黒須会長

市長の黒須でございます。本日は、大変お忙しい中にもかかわらず、第2回の八王子市国民保護協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。大変恐縮ですけれども座らせていただきます。

前回8月31日に行いました協議会后、各委員におかれましては、短い期間ではございましたけれども、計画素案をご覧いただき、ご意見等を頂戴いたしまして重ねてお礼申し上げます。委員の皆様にご審議をいただきました計画素案は、市民の方々にもご覧いただき、その意見をいただいたところでもあります。本日は、それらをご確認いただきますとともに、国民保護計画の作成に関して、本協議会から市に対して行う答申が議題となっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次第に従いまして議事の方を進めさせていただきます。まず、議題1の「八王子市国民保護計画素案に関する市民からの意見等」でございます。こちらは資料を用いまして、事務局より説明をさせていただきます。

荒木防災課長

<市民からの意見等について> 資料に基づき説明

黒須会長

今、事務局から説明がございましたけれども、何かご意見・ご質問等ございましたら、ぜひご発言をいただきたいと思います。

茂木委員

すみません。これがもしこれが残るものなら、4 - 2 (2ページ目)の2マス目ですか「人権の尊重については」で始まるところで「計画の中で基本方針として明記しておりますが」の「おりま」の次が脱字になってますので、埋めておいていただきたいと思います。

荒木防災課長

はい。ありがとうございます。

黒須会長

すみません。どうもご指摘ありがとうございます。他にございますか。

(会場 意見なし)

黒須会長

よろしゅうございましょうか。それでは、特に意見もないようでございますので、こちらにつきましてはご確認をいただいたということにさせていただきます。

黒須会長

次に、議題2の「八王子市国民保護計画素案に関する協議会の意見」でございますが、まず、資料2をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、委員の皆さんから頂戴いたしました意見をまとめさせていただきます。

このうち、1ページ目の中ほどにあります「消防に関する連携について」のご意見は、先日の第1回協議会で八王子消防署長の入江委員からいただいたものでございますが、そのほかのご意見につきましては、協議会后にいただいたものでございますので、提出された委員の方から、補足や概要をご説明いたしたければと思います。それでは、全般的事項の意見から願いをいたします。

八王子警察署 中村警備課長お願いいたします。

中村警備課長（代理）

ただいまご紹介いただきました中村でございます。よろしくお願いいたします。委員である署長から言付かってきておりますので、その意見を紹介させていただきます。

今回の素案は、国の基本方針や都の国民保護計画に沿って作成されているので、署としては特段の意見はありません。これから、都と協議して計画を策定することと思いますが、そうした段階においても、国や都と整合性が図れるようなものにしていただきたいと思います。ということでございます。以上、紹介いたします。

黒須会長

八王子警察署 中村警備課長から署長のご意見をお話しさせていただきました。ありがとうございます。続きまして、全般的事項の 〇の意見をお願いいたします。自主防災団体連絡協議会の成瀬会長お願いいたします。

成瀬委員

八王子市自主防災団体連絡協議会会長の成瀬でございます。意見のところにも書かせてもらいましたけれども、国民保護の重要性等については十分理解できますので、11月6日に当会の15名の役員会で、防災課長より素案の中で住民に関する部分の説明を受けました。これに対して、いろいろと意見が出ましたので、その中のいくつかを申し上げたいと思います。

事が起きたときに対抗するためではなくて、お互いの命を助け合うものであるから、住民も協力する必要があるし、地域での共助の部分で自主防災組織が期待されるであろうと理解した上での意見です。素案の中に住民が取るべき行動の中で「市長への通報義務」や大規模テロ等の対処のところで「平時における警戒」等の少々強く感じる場所が見られます。

これらをよく読まずに言葉だけを受け取ると、近隣であるいは地域でも見張り合うように受け取られる可能性があるのではないかと考えられます。そうならないように、今後、市民へのいろいろな方法による啓発での周知で十分な理解が得られるように、また、武力攻撃や大規模テロ等の聞きなれない言葉ですので、それによってあまり市民が過敏になり過ぎないように、また不安感を煽ることにならないような分かりやすい表現を考えてほしいと思います。以上です。

黒須会長

ありがとうございます。続きまして「基本的人権の尊重について」「国民の協力について」「外国人への配慮について」、こちらは樋口委員からいただいているものでございますので、樋口委員お願いいたします。

樋口委員

国民保護法の性格上、住民の基本的人権と衝突する部分が多いので、基本的人権については配慮した規程が欲しいと思ひまして、検討させていただきます。

まず、4ページの「国民保護措置に関する基本方針」のところで、「1 基本的人権の尊重」というところですが、法律の規程よりもだいぶ後退していると思ひました。法律では、基本的人権を制限する場合にも、必要最小限度ということと適正手続きの保証、それから差別的取扱いの禁止に思想及び良心の自由を制限してはいけないという規程があるのですが、八王子市の素案では、必要最小限の原則と適正手続きの保証だけで、差別的取扱いの禁止や思想及び良心の自由の侵害とうものが欠けておりますので、やはり法よりも後退したような規程はいけないと私は思ひましたので、この点、意見を申し上げました。

それから、この意見のところに従って言いますと、77ページのところで武力攻撃に対する対応というところなんですが、ここで警戒区域の立ち入り禁止等が規定されているんですが、これは運用によると住民の行動の自由や報道機関の取材の自由を侵害する危険が非常にありますので、このところは要件をかなり明確にする必要があると思ひます。素案では、その判断は住民からの通報や情報提供などを配慮して行うとなっておりますが、ここを具体的にどういう規程にすべきかはすぐに思いつかないのですが、もう少し明確に例示する必要があるのではないかと思ひました。

それから、また基本方針のほうに戻りますが、4ページです。この法律では国民の協力を必要とする部分がだいぶ多いんですが、法律の4条に規程がありますが、それと八王子市の素案と比べると、やはり後退した内容になっているというところが非常に気になりました。例えばですね、「5 国民の協力」のところですが、この2行目で「この場合、国民はその自発的な意思により必要な協力をするよう努めるものとする」と努力義務なんですが、これに加えて、国民の協力はあくまで自発的な意思にゆだねられて強制されないことということをはっきり明記したほうが良いと思ひました。ですからこの後に、国民の協力は自発的な意思にゆだねられるということをも明記したほうが良い。それから各論においても、国民の協力を要するところには、この点をやはり明記したほうが良いと思ひました。それから、33ページの訓練のほうですが、これも同じことなんですが、参加は任意であるということをも明記して欲しいと思ひました。訓練への参加は住民の自主性にゆだねられ、参加しないことで不利益とならないように配慮するというところも追記して欲しいと思ひました。それから、54ページのところもそうですね。協力は自主的な意思にゆだねられていることを明記するということです。

それから、外国人についての配慮ということも気になりました。外国人の場合は言葉の問題もありますし、法律の性格上、特に人権について配慮すべきだと考えました。まず基本方針の6のところで、皆さん読ん

でいて引っかからなかったでしょうか。「6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施」というところがあるのですが、この3行目のところで、突然と私は感じてしまったのですが、「国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する」というのが唐突のような気がしました。これにはですね、まず高齢者、障害者等の中に外国人も含まれるということを明記すれば、ここもスムーズにいくのではないかと思います。

この素案の中で、災害時の要援護者の中に高齢者・障害者・外国人等というのと、高齢者・障害者等というのとで統一がとれていないと思います。外国人は、特に要援護者だと思いますので、全体の素案の中で要援護者の中に外国人を含めるべきであると考えました。

それから、この基本方針の中に、特に「9 外国人への国民保護措置の適用」とういところを明記したのはとても良いと思いました。ただ、本当にこの法律というのは、外国からの攻撃というのを想定しておりますので、特定の国籍の外国人の人権保障に配慮すべき場合もあるのではないかと思います。従って、外国人も国民保護措置の対象であることに留意すると共に、特定の国籍を有する者に対する人権侵害行為が発生することがないように留意するという規定も明記すべきではないかと思いました。

私はここまでの意見を申し上げました。以上でございます。

黒須会長

樋口委員、ありがとうございました。続きまして「緊急物資の運送」こちらにつきましては、東京都トラック協会多摩支部理事の飯沢委員、よろしく願いいたします。

飯沢委員

今ご紹介ありました、東京都トラック協会多摩支部の理事の飯沢でございます。68ページの「緊急物資の運送の求め」についてなのですが、これを読んで見ますと、私たちの協会は緊急物資の輸送に関して協力をするわけですので、素案の該当部分を見る限りですね、避難住民の運送の求めに準じて行うという一文があるだけなので、実際には、私たちの業界自体が指定地方公共機関であり、本協会は東京都からも運送を求められる場合もございます。そういったことから、八王子市から多摩支部、私たちの業界にそういう求めをされた場合に、東京都と両方の情報の行き違いや重複、錯綜があると思いますので、その辺のところを避けていただくために、今回は追記をお願いしたいということで、お話をさせていただきました。

あと、1点ですね、私自身もはっきり理解していない部分なのですが、緊急物資の運送とか輸送という言葉があるのですが、災害のときには緊急物資輸送という言葉が使われると思うのですが、今後、「輸送」という言葉が良いのか、「運送」という言葉が良いのか、この辺もできれば議論していただければと思います。よろしく願いいたします。

黒須会長

ありがとうございました。続きまして、最後になりますが「今後のマニュアル等の作成について」、こちらにつきまして、西東京バスさんお願いします。

長谷部課長補佐（代理）

西東京バス運輸部長の河内の代理の長谷部と申します。意見のほうを申し述べさせていただきます。当社はバスを使用した協力ということが想定されるわけでございますが、今、緊急物資の運送という話を伺いまして、都との競合や情報の関係、これについては同様をお願いしたいと考えております。

当方が出した意見といたしましては、バスによる輸送等にかかわる具体的な記述ですね、これが無いことにつきましては、前回説明を受けて理解をいたしております。その説明の中で、具体的な基準やマニュアルを策定するという話も出ておりましたので、機関としての意見を聞いていただくといえますか、協力しながら進めていきたいという趣旨で考えております。

当社の内部の話となりまして恐縮でございますけれども、有事ということになりました場合、要請に100パーセント応えられるのかという危惧を持っていることも追加で申し述べさせていただきたいと思っております。以上でございます。

黒須会長

ありがとうございました。ただ今、皆さんからご提出いただきましたご意見等につきまして、ご説明をいただいたわけでございますが、これらの意見等を総合しまして、お手元に一枚ものの紙があると思っておりますが、「八王子市国民保護計画に関する協議会意見（答申）案」としてまとめてございます。

それではここで、この答申案やこれまでの各委員の意見、また計画素案に関するご意見・ご質問などがございましたらご発言いただきたいと思います。

はい、東京電力の壹岐委員お願いいたします。

壹岐委員

指定公共機関の一つでございます、東京電力八王子支社の壹岐でございます。ただ今答申を受けましてですね、私どもの少し話しをさせていただきますが、東京電力といたしましては、本年1月に法律の定めるところによりまして「国民保護に関する業務計画」というものをまとめてございます。その中で、3つの基本方針というのがございまして、関係機関相互で連携を平素から良く整備しておくということ、それから国民保護措置によりまして従事する者の安全確保をしっかりとすること、それから3つ目が国民保護措置の実施方法に対する状況に応じた自

主性の発揮というところでございます。それらの基本方針に基づいて、私ども電気事業者といたしましては、電力の安定供給の確保のための措置、あるいは地域にございます変電所等の管理者として行う安全確保の措置、これらを的確かつ迅速に行っていくということで計画をして、また、それを実践的にブラッシュアップしていきたいと思っておりますけれども、何分にも想定されている武力攻撃事態、あるいは緊急対処事態というものがですね、私ども民間の事業者にとってはかなり想像しがたい部分というものもございますので、今後、市当局並びに関係機関との一層の協力関係というものを深めさせていただいて、対処していきたいと考えてございますので、ご指導をよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

黒須会長

ありがとうございました。先ほどの飯沢委員から出ました「運送」と「輸送」の統一したほうが良いのではなかろうかとの趣旨の意見につきまして、これについて事務局から何かありますか。

荒木防災課長

国民保護法上ではですね、運送という言葉が使用されています。これにつきましては、もう一度精査して統一を図っていくというように考えております。

黒須会長

よろしいですね。それでは、事務局から答申案を読み上げていただけませんか。

荒木防災課長

では、答申案を発表させていただきます。先ほど各業界、あるいは各機関の方等の意見をいただきました。それらをですね、まとめたものがこちらでございます。八王子市国民保護計画について、国民保護法第39条第2項の規定に基づき、下記のとおり、八王子市国民保護協議会の意見を提出する。1番としまして、八王子市国民保護計画は、概ね市の素案どおりとするが、次の事項に留意し作成をすること。(1)国、都との整合性を図り、一体となった対応が図れるものとする。(2)基本的人権の尊重については、国民保護法に基づいた規定とすること。(3)国民の協力については、あくまで国民の自主性にゆだね、強制にわたることがないようにすること。(4)外国人にも配慮したものとする。(5)市民への周知及び理解に努めること。(6)避難住民や緊急物資の運送について、都や市、事業者が情報を共有し、円滑に行えるようなものとする。(7)今後、関係機関との連携・協力を図りながら、具体的なマニュアルや基準を整備すること。

以上、7項目に留意して八王子市国民保護計画を作成してもらいたいという意見で集約したものでございます。以上です。

黒須会長

ただいま朗読いたしました答申案について、何かご発言ございましたら、発言をしていただきたいと思います。

特に修正意見等はございませんか。

(会場 意見なし)

黒須会長

ありがとうございました。皆様からのご意見の中では、特に、案に対する修正のご意見はなかったと考えておりまして、確認のためお諮りをさせていただきたいと存じます。

協議会の答申につきましては、お手元の案のとおりということで、ご異議ございませんでしょうか。

(会場 意義なし)

黒須会長

ありがとうございました。それでは、本案のとおり、答申をさせていただきたいと存じます。それでは、次に議題3の「今後のスケジュール」につきまして、事務局より説明させていただきます。

荒木防災課長

<今後のスケジュールについて> 資料に基づき説明

黒須会長

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思います。

はい、どうぞ樋口委員。

樋口委員

最後の委員への報告とういのは、どのようなかたちでしていただけるのでしょうか。

荒木防災課長

計画決定の後の報告、こちらにつきましてはですね、郵送をさせていただきたいと思っております。

黒須会長

よろしゅうございますか。他にございますか。

(会場 意見なし)

黒須会長

それでは、本スケジュールに従いまして、皆様方からいただきました協議会の答申を十分に踏まえて計画案を作成し、都との協議を進めてまいります。

閉会

黒須会長

それでは、以上で、本日の議事を終了させていただきます。ありがとうございました。なお、今後の日程などにつきましては、事務局よりご連絡を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

荒木防災課長

それでは、先ほどもご説明申し上げましたけども、次回の協議会を2月21日の午前に開催を予定したいと考えております。時間等が確定いたしましたら、改めてご通知を申し上げます。また、本日は席上に第1回協議会の会議録を配布させていただきました。後ほどご確認をいただき、今月末までにご異議等が無いようでしたら、公開をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

黒須会長

お忙しいところ大変ありがとうございました。以上を持ちまして、協議会を終了させていただきます。ご苦労さまでございました。